建設エキスパートに関する　　よくあるご質問

Ｑ１　建設エキスパートとは？

Ａ１　民間の建設関係企業の退職者（直接雇用されていない方）で一定の資格を持った高度な知識を有した方を「建設エキスパート」といいます。

Ｑ２　建設エキスパート活用支援事業とは？

Ａ２　団塊の世代に着目した“とちぎ”の元気づくりを推進するため、建設エキスパートの方々を（公財）とちぎ建設技術センターに登録して発注機関（土木事務所や市町等）の支援要請に応じて派遣し、工業事業の調査計画や橋梁・トンネル工事等のアドバイザーとして技術支援を行うものです。

Ｑ３　建設エキスパートの行う支援内容は？

Ａ３　工業事業における調査、測量、設計、施工、積算、監理、監督、検査等、事業全般にわたり支援要請者（監督員等）に対する技術的な指導、助言の支援を行います。具体例は「エキスパート支援実績」をご覧ください。

Ｑ４　建設エキスパートに登録するための審査内容は？

Ａ４　審査は、書類審査と面接審査があります。

　書類審査は、登録申請書の不備や所持資格、実務経験等を確認し、面接審査は専門とする分野の経験年数や内容等を確認するものです。

Ｑ５　建設エキスパートに種類はありますか。

Ａ５　建設エキスパートには、経験年数や技術力等に応じ第１種から第３種まであります。

・第３種建設エキスパートとは、専門分野における極めて高度な知識と２０年以上の経験、さらに建設技術に関する広範な総合的知見を有し、リーダーとして課題解決に従事した年数が１０年以上の方。

・第２種建設エキスパートとは、専門分野における高度な知識と１５年以上の経験、さらに建設技術に関する広範な総合的知見を有し、リーダーとして課題解決に従事した年数が５年以上の方で第３種建設エキスパート以外の方。

・第１種建設エキスパートとは、建設技術に関する総合的知見を有し、自己の判断で任務を遂行する能力を有する方で、第２種建設エキスパート及び第３種建設エキスパート以外の方。